特例省令第二条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第三十八条第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第一条第一項の表第三十八条第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）	第一号に掲げる期間と第二号に掲げる期間を合算して得た期間	特例省令第一条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）	特例省令第一条第一項の表第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する第一号に掲げる期間及び第二号に掲げる期間並びに十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第二条第一項の表特例省令第一条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する第一号に掲げる期間及び第二号に掲げる期間並びに十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間
特例省令第二条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第三十八条第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第一条第一項の表第三十八条第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）	第一号に掲げる期間と第二号に掲げる期間を合算して得た期間	特例省令第一条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）	特例省令第二条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する第一号に掲げる期間及び第二号に掲げる期間並びに十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第二条第一項の表特例省令第一条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する第一号に掲げる期間及び第二号に掲げる期間並びに十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間
特例省令第二条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第二項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第一条第一項の表第五十二条第二項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	第五十二条第二項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）	同項第二号の期間	特例省令第一条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第二項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第二条第一項の表第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第二条第一項の表特例省令第一条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する第一号に掲げる期間及び第二号に掲げる期間並びに十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間
特例省令第二条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第二項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第一条第一項の表第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	同項第二号の期間	同項第二号の期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第一条第一項の表第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する第一号に掲げる期間及び第二号に掲げる期間並びに十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第二条第一項の表特例省令第一条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第二条第一項の表特例省令第一条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する第一号に掲げる期間及び第二号に掲げる期間並びに十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間
特例省令第二条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第二項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第一条第一項の表第五十二条第二項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第二条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第二項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第一条第一項の表第五十二条第二項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第二条第一項の表特例省令第一条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第二条第一項の表特例省令第一条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する第一号に掲げる期間及び第二号に掲げる期間並びに十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	
特例省令第二条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第二項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第一条第一項の表第五十二条第二項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第二条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第二項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第一条第一項の表第五十二条第二項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第二条第一項の表特例省令第一条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第二条第一項の表特例省令第一条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する第一号に掲げる期間及び第二号に掲げる期間並びに十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	

2　前項の規定は、平成二十四年十月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に前項の規定の適用がないとしたならば満了する要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間について適用する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

平成二十四年九月二十八日　　厚生労働大臣　小宮山洋子

○厚生労働省令第百四十号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十四条第一項及び第二項の規定に基づき、薬事法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

薬事法施行規則の一部を改正する省令

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三毒薬の部有機薬品及びその製剤の項中第七号の二十七とし、第七号の七から第七号の二十五までを一号ずつ繰り下げ、第七号の六の次に次の一号を加える。

七の七　（六ＲＳ）―六―（ジメチルアミノ）―四・四―ジフエニルヘプタン―三―オン（別名メサドン）、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中（六ＲＳ）―六―（ジメチルアミノ）―四・四―ジフエニルヘプタン―三―オン塩酸塩として一〇㎎以下を含有する内用剤を除く。

別表第三毒薬の部有機薬品及びその製剤の項中第八号の十九を第八号の二十とし、第八号の五から第八号の十八までを一号ずつ繰り下げ、第八号の四の次に次の一号を加える。

八の五　一・三―ビス（二―クロロエチル）―一―ニトロソ尿素（別名カルムスチン）及びその製剤。ただし、一枚中一・三―ビス（二―クロロエチル）―一―ニトロソ尿素として七・七㎎以下を含有するものを除く。

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第五号の五十を第五号の五十一とし、第五号の六から第五号の四十九までを一号ずつ繰り下げ、第五号の五の次に次の一号を加える。

五の六　アフリベルセプト及びその製剤

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第十一号の二十一を第十一号の二十二とし、第十一号の八から第十一号の二十までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の七の次に次の一号を加える。

十一の八　インスリン　デグルデク及びその製剤

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第五十号の五を第五十号の六とし、第五十号の四の次に次の一号を加える。

五十の五　（六ＲＳ）―六―（ジメチルアミノ）―四・四―ジフエニルヘプタン―三―オン（別名メサドン）又はその塩類の製剤であって一錠中（六ＲＳ）―六―（ジメチルアミノ）―四・四―ジフエニルヘプタン―三―オン塩酸塩として一〇㎎以下を含有する内用剤

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項第五十一号の十を次のように改める。

五十一の十　一・一―ジメチル―三―（アルファーシクロペンチル）マンデリルオキシピロリジニウムブロミド（別名グリコピロニウム臭化物）及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1)　一錠中一・一―ジメチル―三―（アルファーシクロペンチル）マンデリルオキシピロリジニウムブロミドとして一㎎以下を含有するもの

(2)　一・一―ジメチル―三―（アルファーシクロペンチル）マンデリルオキシピロリジニウムブロミドとして〇・二％以下を含有する顆粒剤

(3)　一カプセル中一・一―ジメチル―三―（アルファーシクロペンチル）マンデリルオキシピロリジニウムブロミドとして六三㎍以下を含有する吸入剤

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第五十一号の十二を第五十一号の十三とし、第五十一号の十一を第五十一号の十二とし、第五十一号の十の次に次の一号を加える。

五十一の十一　五―〔（四―〔（二・三―ジメチル―二Ｈ―インダゾール―六―イル）（メチル）アミノ〕ピリミジン―二―イル）アミノ〕―二―メチルベンゼンスルホンアミド（別名パゾパニブ）、その塩類及びそれらの製剤